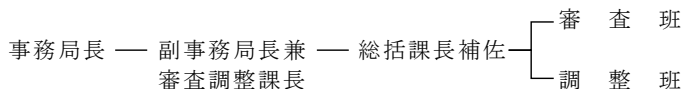


### 第3節 事務局

事務局の組織、事務分掌等は、宮城県労働委員会事務局処務規程（昭和60年宮城県訓令甲第1号）により定められている。

職員数は12人で、組織及び課の分掌事務は次のとおりである。

なお、このほか、労働相談対応のため、会計年度任用職員2人を配置している。



#### 審査調整課

- 1 労働委員会の会議に関すること。
- 2 事務局職員の人事に関すること。
- 3 予算、決算及び経理に関すること。
- 4 物品の購入及び管理に関すること。
- 5 文書の收受、発送、編さん及び保存に関すること。
- 6 公印の管理に関すること。
- 7 規程等の整備に関すること。
- 8 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- 9 労働組合の資格審査に関すること。
- 10 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の認定及び告示に関すること。
- 11 労働協約の地域的の一般的拘束力の適用に関すること。
- 12 不当労働行為に関すること。
- 13 労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第42条の請求に関すること。
- 14 争議行為の発生届及び予告並びに労働争議の実情調査に関すること。
- 15 労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関すること。
- 16 個別労使紛争のあっせんに関すること。
- 17 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）第20条第1項に規定する相談に関すること。

